

宍 議 第 219 号
令和 7 年 7 月 30 日

宍 栗 市 長 福 元 晶 三 様

宍 栗 市 議 会 議 長 浅 田 雅 昭

宍 栗 市 国 民 保 護 計 画 の 一 部 改 訂 (案) に 対 す る 意 見 に つ い て

標記について、下記のとおり意見を提出します。

記

① (p.39) 第 2 編 第 1 章 第 5 2 警報等の伝達に必要な準備 について、

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知とあり、「サイレン音については、訓練等のさまざまな機会を活用して、住民に十分な周知を図る。」とある。

意見⇒p.75 第 3 編 第 4 章 第 1 の 2 警報伝達の内容の方法では、サイレンの単語に取り消し線が付けられており、サイレンでの周知は行わないと解釈する。サイレンについては周知する方向なのか使用しない方向なのか、統一すべきではないかと考える。
しーたん通信は屋内向けの音声放送端末、宍栗防災ネットはメール配信サービス。
国民保護計画において、原則として屋外スピーカー等からサイレンを鳴らす方向で運用されているはずだが、整合を図る必要があるのではないかと考える。